

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

(1) 現状

①地域の災害リスク

【洪水：ハザードマップ】

小山市の洪水ハザードマップによると、当所が立地する市街地地域には河川の氾濫による浸水被害は想定されていないが、思川よりも西の地区においては5メートルを超える浸水被害が予想される場所もあり、一部には家屋倒壊を想定している地区が含まれている。

【土砂災害：ハザードマップ】

小山市の土砂災害ハザードマップによると、急傾斜地崩壊危険箇所が市内に8箇所あり、当所管内では、神鳥谷神明町地区の思川左岸堤防約500メートルの区間に地滑り等の土砂災害の恐れのあるエリアとなっている。

【地震：地震ハザードステーション等】

国立研究開発法人防災科学技術研究所「地震ハザードステーション (J-SHIS)」の防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で市北東部と北西部を除いた地域で首都圏と同率の26%～100%と高い確率で発生するとされている。

【その他】

平成27年9月の関東・東北豪雨において、市全域で床上、床下計1525棟が浸水し、市内を流れる豊穂川、柚井木川流域は特に甚大な被害に見舞われた。令和元年7月に豊穂川が一級河川に指定され、排水強化対策の一環として、「河道拡幅」、「堤防整備」が進められていたが、令和元年10月に台風第19号が発生し、市全域において546棟が床上、床下浸水の被害を被った。

小山市の気候は、やや内陸性を帯びた太平洋側気候を示し、おおむね温暖で住みよい気候であるが、近年の急激な気象変化により6月から9月にかけて梅雨前線や台風等の影響で集中的に雨が降ることがあり、河川の増水等に十分警戒する必要がある。

②感染症のリスク

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返しており、また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、感染症が拡大した場合に以下のリスクが想定される。

- ・ 宿泊のキャンセル、イベントや会合の休止、外出自粛等により会員事業所の売上が急減し資金繰りが悪化する。
- ・ 工業団地をはじめとする製造業や建設業の操業停止、部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱により、生産が減少し受注を停止・生産調整せざるを得なくなる。
- ・ 卸売・小売業において、物流の停滞により輸送量の減少や入荷の大幅な遅れが発生する。
- ・ 市内従業員が罹患した場合、従業員の家族が感染した場合又は学校が休校となり子供の世話が必要となった場合、事業者の従業員が出勤できなくなる。

### ③商工業者の状況

当市の商工業者数は、7,077人。従業員数は78,365人（2016年6月現在）となっている。  
3商工会が併存し、当所管内の商工業者数は以下の通りとなる。

- ・商工業者数 4,119人
- ・小規模事業者数 2,971人

(内訳)

(平成28年経済センサス調べ)

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（立地状況等）
製造業（建設業含む）	517	429	主に市街地に分布
卸・小売業	1,084	621	市内に広く分散
飲食・サービス業	1,932	1,575	飲食は市街地に分布
その他	586	346	金融、教育、福祉等
事業所数 合計	4,119	2,971	

### ④これまでの取組

#### 1) 小山市の取組

- ・「小山市地域防災計画」の策定
- ・「小山市洪水ハザードマップ」、「小山市土砂災害ハザードマップ」、「小山市防災ガイドブック」の作成
- ※市ホームページに掲載され電子データのダウンロードが可能
- ・小山市総合防災訓練、小山市水防訓練（隔年）の実施
- ・安心安全情報メール、ケーブルテレビ、コミュニティFMを活用した迅速な情報提供
- ・防災ラジオ購入補助（75歳以上のみの世帯）
- ・災害時の指定避難所開設
- ・業界団体、大型店、企業などと災害時支援協定の締結。

#### 2) 小山商工会議所の取組

- ・自然災害発生時に被災した地域の会員企業を連絡・訪問し被災状況を確認し行政等に報告
- ・自然災害により経営に影響を受けている事業者を対象に緊急アンケート調査を実施し、支援策について行政等に要望する。
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・事業者BCPに関する国の施策周知
- ・各保険会社と連携した会員限定の損害保険等への加入促進
- ・防災備品（ヘルメット、非常食、飲料水、懐中電灯、救急道具等）の備蓄
- ・定期的に全職員で消防・避難訓練、消火器操作訓練を実施している。

## (2) 課題

- ・2011年の東日本大震災では、最大震度5強の地震が発生し直接的・間接的な被害を受け、事業所の防災意識が高まってきたが、時間の経過と共に「100年に1度の大地震だからしばらくは大丈夫」という意識が根強くなり、具体的なリスク対策が十分に取られていない。
- ・近年の台風による豪雨災害では、思川よりも西の美田地区をはじめ、小山地区、大谷地区、間々田地区、桑絹地区など、ほぼ市内全域で被害が発生している中、市街地に立地する事業者の多くは水害による危機意識が低い状況である。
- ・小山商工会議所のBCP計画は策定しているが、緊急時における具体的な体制・役割分担を職員間で十分に共有できていないため、実際に災害が発生した時に効果的に機能するか懸念がある。
- ・災害発生時の対応が市、商工会議所、商工会でまちまちであり、各団体相互の情報共有や被災者支援における連携体制が整備されていない。
- ・事業者へのリスク対応の啓蒙を継続的に行う仕組みが必要である。
- ・感染症対策において、管内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知する事などが必要である。

## (3) 目標

- ・災害対策に関するセミナーや個別相談会等を開催し防災意識の高揚を図る。
- ・小規模事業者に対する事業継続力強化計画やBCP計画の策定支援を強化することで災害発生時の対応力を上げる。
- ・災害発生時に迅速な支援と意識づけが行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築し、訓練を行う。
- ・緊急時における市、商工会議所、商工会が連携し復興支援を迅速に行えるよう、連携体制の構築と、被害情報が速やかに把握できるよう情報共有の明確化を図る。
- ・管内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県に報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

#### ①事前の対策（大規模災害と国際的に脅威となる感染症）

##### 1) 管内事業者に対する災害リスクの周知

- ・経営指導員による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業継続や復旧への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・当所会報誌「未来」や市広報、ホームページ、メールマガジンやSNS等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、保険制度の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実行性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。また、計画策定にあたっては経営指導員がサポートを行い、専門的見地が必要な場合には、公的専門家派遣制度を活用して課題解決にあたる。
- ・事業者の携帯電話番号など万が一の際に連絡の取りやすい情報を取得・把握・共有しておく。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

##### 2) 管内事業者に対する事業者BCPの作成支援

小規模業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等についての助言を行う。策定支援にあたっては、特にハザードマップで被害が想定されている事業所を優先として、次のような普及啓発セミナー等を行う。

##### ・事業者BCP策定支援研修（職員）

職員を対象としたリスクマネジメント基礎研修、管内の災害リスク、小規模事業者向け事業者BCPの作成などのスキルを習得する。

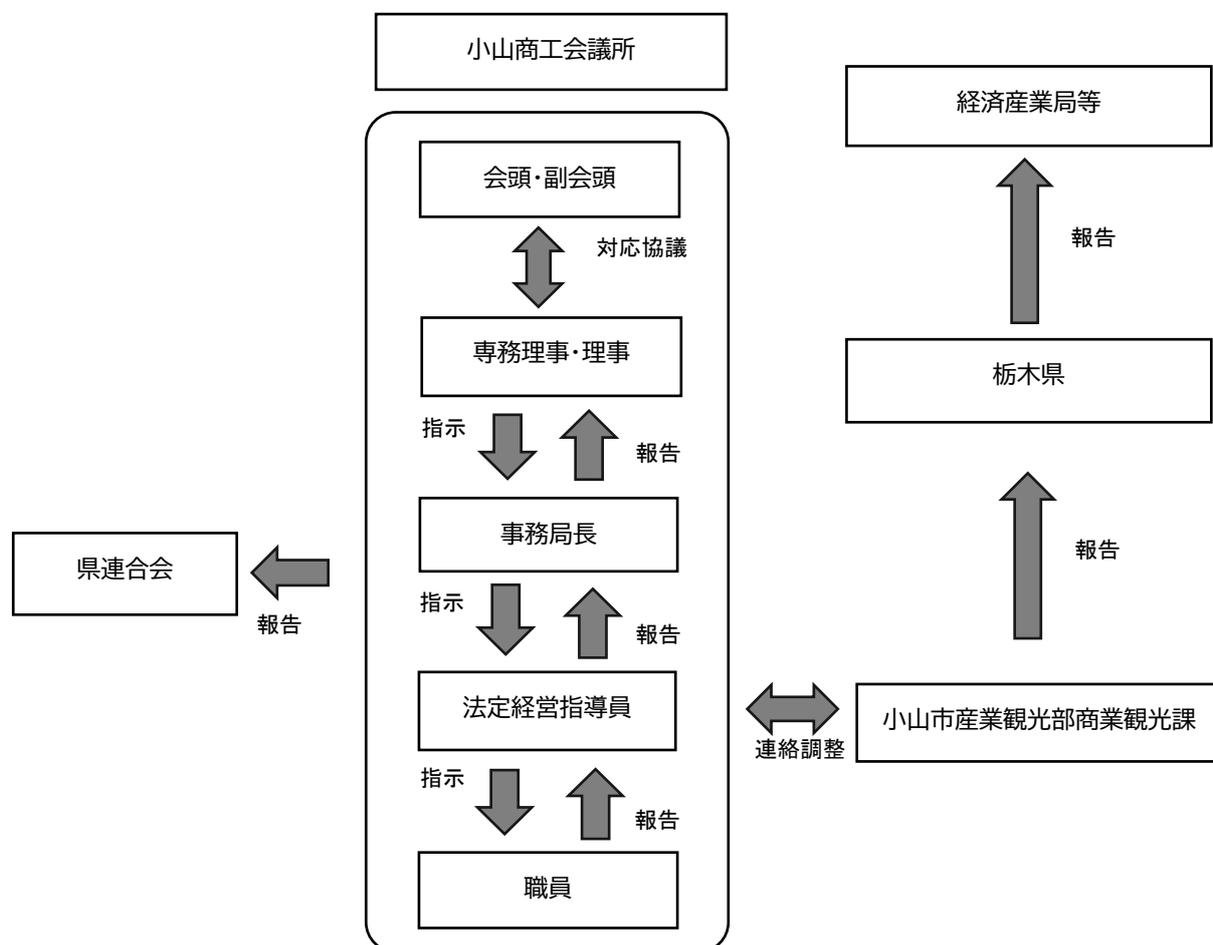
##### ・事業者BCP策定セミナー（小規模事業者）

自社のリスク情報取得のほか、専門家講師による、独自のマニュアル等を用いたワークショップなど演習型の事業者BCPの策定セミナーを実施する。

- ・個別支援（小規模事業者）  
セミナー参加者に対するセミナー終了後の事業者BCP策定のアドバイス支援やセミナー参加者以外でもBCP策定を進めている事業者に対する支援を個別に行う。
- 3) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成
- ・平成24年に作成した事業継続計画（別添）を見直して、令和3年度に改正する。
- 4) 関係団体等との連携
- ・事業継続力強化計画策定に関して専門知識・経営が豊富な東京海上日動火災保険株式会社と連携し、管内小規模事業者向けの「事業継続力強化計画策定セミナー」や個別相談会を開催する。その際に、合わせて災害に備えた損害保険の紹介も行う。
  - ・栃木・小山・真岡地域中小企業支援ネットワークにて連携する支援機関の職員に対し、事業継続力強化計画策定に関する研修会を開催する。
  - ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- 5) フォローアップ
- ・管内小規模事業者を対象に調査等を実施し、事業者BCPの策定状況等を把握する。
  - ・事業者BCPの策定支援が必要な小規模事業者については、経営指導員が伴走して策定支援を行う。また、専門的な支援が必要な場合は、公的専門家派遣制度や東京海上日動火災保険株式会社など専門機関と連携し支援を行う。
- 6) 訓練の実施
- ・自然災害（例：令和元年台風第19号・東日本大震災等と同規模）や感染症などが発生したと仮定し、小山市役所、小山商工会議所それぞれが定期的に訓練を行う。また、小山市役所、小山商工会議所が連携訓練して、双方の連絡ルートの確認等を行う。（具体的な訓練については必要に応じて恒常的に実施）
- 7) セキュリティ対策
- ・災害時におけるサイバー攻撃は、当事業者のみならず、サプライチェーン全体に影響が及び危険性があるため、サイバーセキュリティ対策に関する情報や支援策等を提供する。

## ②リスク発生時における指揮命令系統・連携体制

リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制は下記の通りとする。



## ③リスク発生時の対応

### I 大規模災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で大規模災害が発生した場合は、下記の手順で管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。尚、大規模災害発生の目安は以下の通り。

- ・風水害：特別警報等が小山市に発表された場合
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合

#### 1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・「職員の行動基準」に基づく、各職員の自発的行動により安否報告を以下の通り周知徹底する。また、職員の家族の安否については各職員からの報告を基本とする。

○事業所内、巡回業務、休暇など事業所外の職員の把握

○職員からの報告、連絡、情報端末からのメッセージ機能、SNS などによる確認

○災害用伝言ダイヤル（SNS など）の活用

- ・法定指導員は安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を、発災後1時間以内に小山市に報告し情報共有する。

## 2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・商工会議所において把握した被害状況や被害規模を把握して、2日以内に小山市へ状況報告し、情報の共有を図った後に応急対策の方針を決定し、然るべき支援を講じる。
- ・当所は、被害状況を把握するため巡回・FAX・電話等により、被災した事業所の所在地、業種、従業員数、被害額、被害状況を収集する。なお、職員の生命に危機がおよぶ災害状況の場合は、現地確認や屋外での確認作業は実施せず、安全が確認できた後の調査を行うこととする。

## 3) 被害情報の共有

- ・本計画により、当所と小山市は以下の間隔で被害情報を共有する。なお、情報共有は別紙様式で行う。

発災後 ～ 1週間	1日に2回共有する
1週間 ～ 2週間	1日に1回共有する
2週間 ～ 1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

## 4) 被害状況の報告

- ・当所と小山市で情報を共有した上で、小山市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、商工会議所においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。なお、報告は3)と同様の様式で行う。

(被害状況の確認事項)

項目	内容
事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
所在地	被害を受けた企業・事業所の所在地
業種	製造業、建設業、小売業、卸売業、サービス業、その他
従業員	全体人数と負傷者等
被害額（千円）	建物、機械設備、製品その他
被害状況	・建物の状況（全壊、半全壊等） ・浸水の状況（床上、床下） ・機械設備の状況 ・製品等の状況

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※尚、連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

## II 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。なお、国際的に脅威となる感染症流行の目安は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合とする。

### 1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えるリスクについて周知する。

### 2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・小山市は、来庁又は問合せを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当所は、感染状況を把握するため、巡回・FAX・電話等により感染者した事業所の被害状況を確認する。

### 3) 被害情報の共有

- ・本計画により、当所と小山市は以下の間隔で被害情報を共有する。なお、情報共有は別紙様式で行う。

海外発生期	1月に1回共有する
国内発生早期	1月に2回共有する
国内感染期	1週間に1回共有する

### 4) 被害状況の報告

- ・当所と小山市で情報を共有した上で、小山市においては栃木県が定める期日までに栃

木県へ報告する。また、商工会議所においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。なお報告は3)と同様の様式で行う。

#### 5) 感染症の対策

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、体温測定、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、小山市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

#### ④被災事業者に対する支援

##### 1) 応急対策時の支援

- ・小山市と協議の上、災害等に対する相談窓口の開設を行う。  
国や日本商工会議所の方針に従い特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所で相談窓口を開設する。
- ・管内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認し事業継続可能性を探る。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市の施策）について、管内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

##### 2) 復旧・復興支援

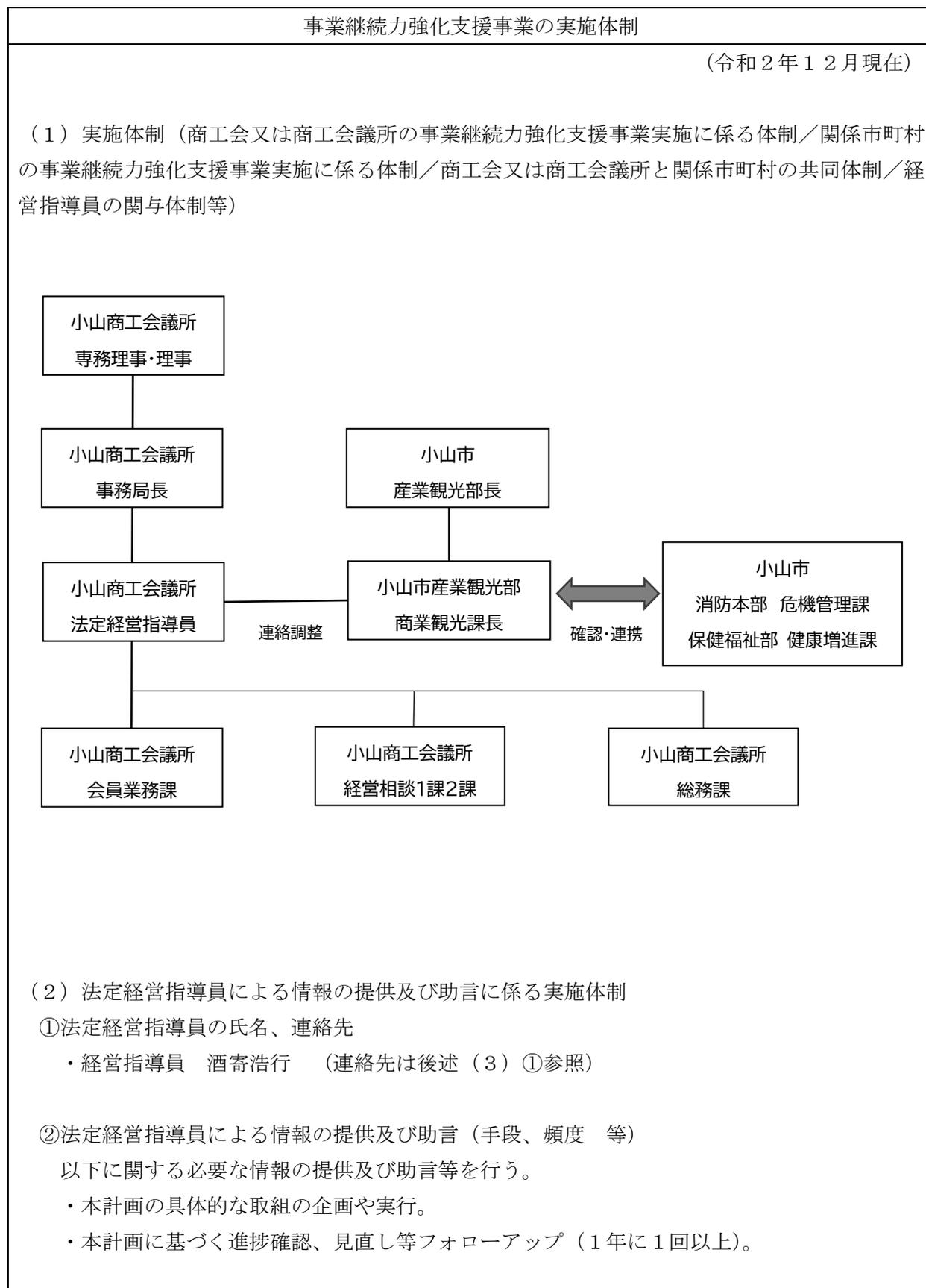
- ・国、栃木県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受け  
る場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、被災状況が分かる  
写真等を残しておくよう指導する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応  
援派遣等を栃木県・県連合会等に相談する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

小山商工会議所 中小企業相談所 経営相談1課  
〒323-0807 栃木県小山市城東1丁目6番36号  
TEL : 0285-22-0253 / FAX : 0285-22-0245  
E-mail info@oyama-cci.or.jp

②関係市町

小山市 産業観光部 商業観光課 商業振興係  
〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号  
TEL : 0285-22-9272 / FAX : 0285-22-9260  
E-mail d-kankou@city.oyama.tochigi.jp

(4) 被害情報報告先

①栃木県産業労働観光部経営支援課

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号  
TEL : 028-623-3173 / FAX : 028-623-3340  
E-mail dantai-s@pref.tochigi.lg.jp

②一般社団法人栃木県商工会議所連合会

〒320-0806 栃木県宇都宮市中央3丁目1番4号  
TEL : 028-637-3725 / FAX : 028-632-9092  
E-mail info@ftcci.or.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じる場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	200	200	200	200	200
・ 広報費	50	50	50	50	50
・ 感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、小山市補助金、栃木県補助金 等

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険株式会社栃木支店宇都宮支社 支社長 嘉屋次郎 〒320-8511 宇都宮市馬場通り 4 丁目 1 番 1 号うつのみや表参道スクエア 8 階 電話：028-600-7151 FAX：028-600-7149
連携して実施する事業の内容
①事業者BCP策定セミナーの開催 ②事業者BCP関連の損害保険の周知 ③事業者BCP策定の支援 ④公的支援施策の周知
連携して事業を実施する者の役割
①策定セミナーの企画・運営・講師の派遣、周知 ②損害保険加入に関する相談、加入勧奨 ③事業者BCP策定に関する専門家個別相談 ④小規模事業者役に役立つ施設等の最新情報の提供
連携体制図等